

ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定に関する研究会(第1回)会合「資料2」

研究会の検討の視点や 今後のスケジュール等について(事務局説明)

令和5年9月
総務省
総合通信基盤局

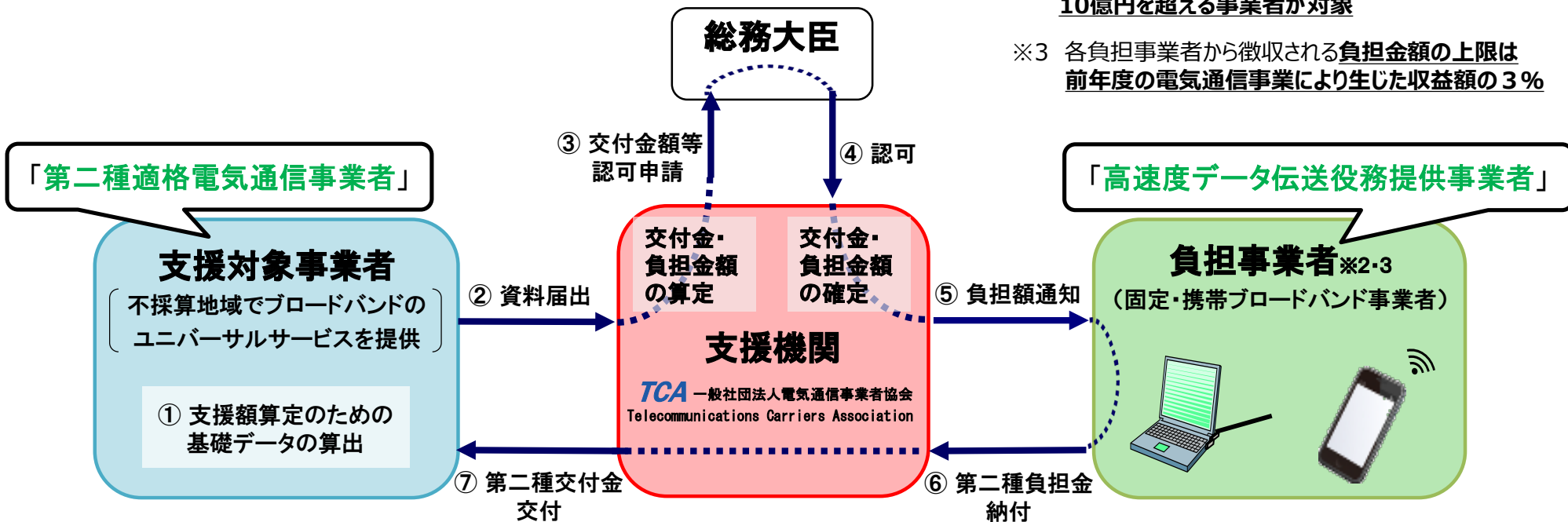
制度の概要

■ 改正電気通信事業法（令和5年6月16日施行）により、第二号基礎的電気通信役務（ブロードバンドのユニバーサルサービス）制度を創設

- ◎ 第二号基礎的電気通信役務を提供する事業者に対して、一定の規律※1を課す
 - ◎ 総務大臣の指定を受けた支援対象事業者（「第二種適格電気通信事業者」）に対しては、全国のブロードバンド事業者（「高速度データ伝送役務提供事業者」※2・3）から徴収する負担金（「第二種負担金」）を原資とする交付金（「第二種交付金」）を交付することで、不採算地域（支援区域）におけるサービス提供の維持費用の一部を支援
- ※1 **主な事業者規律**として、第二号基礎的電気通信役務の契約数の合計が30万を超える事業者及び第二種適格電気通信事業者に対し、**契約約款の作成・届出義務**や**業務区域での役務提供義務**等が課される

※2 前年度の電気通信事業により生じた収益額が**10億円を超える事業者が対象**

※3 各負担事業者から徴収される**負担金額の上限は前年度の電気通信事業により生じた収益額の3%**



- 「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」答申(令和5年2月7日。以下「2月答申」という。)において、次のように指摘されている

4. 一般支援区域及び特別支援区域の指定の在り方(2月答申P34)

(1) 支援区域の指定要件(①モデル上の赤字地域及び大幅な赤字地域)について

(イ) 考え方

一般支援区域…の特定に当たっては、町字単位で二号基礎的役務の収支を算定する必要があるところ、当該収支は、当該区域で二号基礎的役務を提供したときに通常要すると見込まれる費用から通常生ずる収益を減じた額として総務省令で定める方法により算定した額を用いる…。

当該収支を区域ごとに算定するためには、当該区域ごとの会計の整理が必要となるなど事業者の規制コストが大きくなる。また、交付金額の肥大化を防止するためには、事業者固有の非効率性に起因する費用を排除した費用や事業者固有の料金戦略に起因する収益を排除した収益とする必要がある。

そのため、この算定に当たっては、標準的なモデルを用いることとし、費用については「町字」の面積や世帯数を用いて1回線当たりの費用を推計し、収益については1回線当たりの平均的な収入見込額を設定することが適当である。

⇒「通常要すると見込まれる費用」

⇒「非効率性に起因する費用を排除した費用」

⇒「町字の面積や世帯数を用いて1回線当たりの費用を推計」

6. 第二種交付金の在り方(2月答申P45)

(1) 費用算定について

① 費用算定の対象設備等について

(ウ) 考え方(2月答申P46)

…中継回線設備は、不採算地域以外の区域における役務提供にも寄与しているため、基本的には除外されるべきと考えられる…。
…第二種交付金の費用算定の対象設備は、アクセス回線設備や離島における海底ケーブルを基本とすることが適当である。

なお、設備利用部門の原価については、二号基礎的役務の提供に最小限必要なものに限定すべきであり、販売促進費等の競争対応費用を除くことが適当である。

② 費用の算定方法について(2月答申P47)

(ウ) 考え方(2月答申P49)

ブロードバンド…ユニバーサルサービス制度における交付金の費用算定に当たっては、事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いることが適当である。ただし、適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合には、例外的かつ補完的に実際費用方式を用いることも考えられる。

※9月5日(第1回)交付金・負担金の算定等WG:「資料2」10ページから一部分を抜粋・拡大

各モデル(標準判定式)のイメージ

区域指定モデル(仮称)

(町字別アクセス回線)+(町字別海底ケーブル)
+(町字別中継回線)+(町字別利用部門(営業費等))

により全体コストを算定の上、
1回線当たりのコストを算定することを想定



町字別の1回線あたりの費用A

〔区域指定モデルにおける費用は町字の面積や世帯数、
効率的な設備管理を考慮して算定することを想定〕

交付金算定モデル(仮称)

(町字別アクセス回線)+(町字別海底ケーブル)
+(町字別利用部門(営業費等))

により交付金対象範囲の設備コストを算定の上、
1回線当たりのコストを算定することを想定



町字別の1回線あたりの費用B

(参考資料4参照)

(注) 各モデル(標準判定式)の構築は、政策審議ではなく、すぐれて技術的なものになるため、別途総務省に検討の場を設ける予定

この研究会のこと

(「ブロードバンドサービスに関する
ユニバーサルサービス制度における
コスト算定に関する研究会」)

- コスト算定に関する研究会においては、
前半期を「区域指定」に関するコスト算定の検討に充て、
後半期を「交付金算定」に関するコスト算定の検討に充てることとしてはいかがか

《想定》

(「区域指定」に関するコスト算定の検討)

第1回	開催要綱(案)、事務局説明 《本日9/26》
10~11月	事業者ヒアリング(2回程度)
11月下旬	論点整理①

※第1回は、全般的事項と前半期のテーマ
（「区域指定」）について事務局から説明

(「交付金算定」に関するコスト算定の検討)

11月下旬	事務局説明
12月	事業者ヒアリング
12~1月	論点整理② 及び 論点整理①の更新

同日

※第4回は、「論点整理①」を行うとともに、
後半期のテーマ（「交付金算定」）について
事務局からの説明を予定

(総合・総括)

1月~2月	取りまとめ(案)
2月~3月	取りまとめ

<「区域指定」に関するコスト算定の検討>

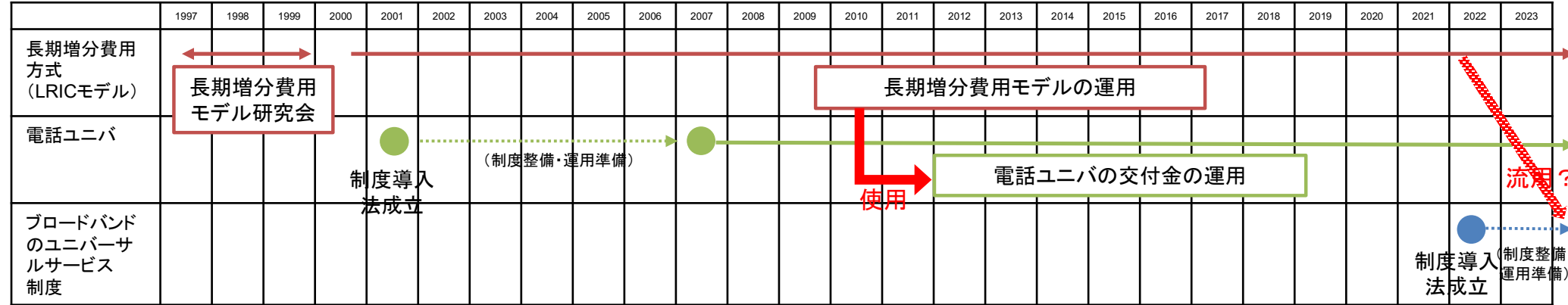
- (1) 標準判定式が前提とするネットワークの範囲
- (2) 標準判定式を構築するために必要となる入力値
- (3) その他必要と考えられる事項

(1) 標準判定式が前提とするネットワークの範囲

検討の視点1(議論の出発点①(他制度の考え方の流用等))

- ✓ ブロードバンドのユニバーサルサービスにおける対象役務は、①FTTHアクセスサービス（以下単に「FTTH」という。）、②CATVアクセスサービス（HFC方式。以下単に「CATV」という。）、③ワイヤレス固定ブロードバンドサービス（専用型。以下単に「ワイヤレス専用型」という。）の3つ（電気通信事業法施行規則第14条の3）である
- ✓ これら3つのサービスの提供に必要なネットワークの構成は、それぞれ異なる。よって、それぞれについて標準判定式をつくるのが望ましい
- ✓ しかし、電話のユニバーサルサービス制度（以下「電話ユニバ」という。）で現在用いられている、メタル回線を前提とした「長期増分費用方式」（Long Run Incremental Costs方式：LRICモデル）の新規構築には数年を要した。これを踏まえれば、今回、3つのサービスごとに、令和6年3月までに標準判定式を創り終えることは不可能ではないか。一方で、「区域指定」に関するコスト算定は、全ての町字について町字単位で行うものである。つまり、ブロードバンド未提供地域についてもそれを行う必要があり、標準判定式の構築はなお必要なところ
- ✓ そこで、LRICモデルのメタル回線を光回線とみなすロジック部分についてこの研究会で検証しながらも、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に可能な限りLRICモデルの考え方を活用・流用することが良いのではないか。他の代替手法があり得るか

<LRICモデルの経緯>

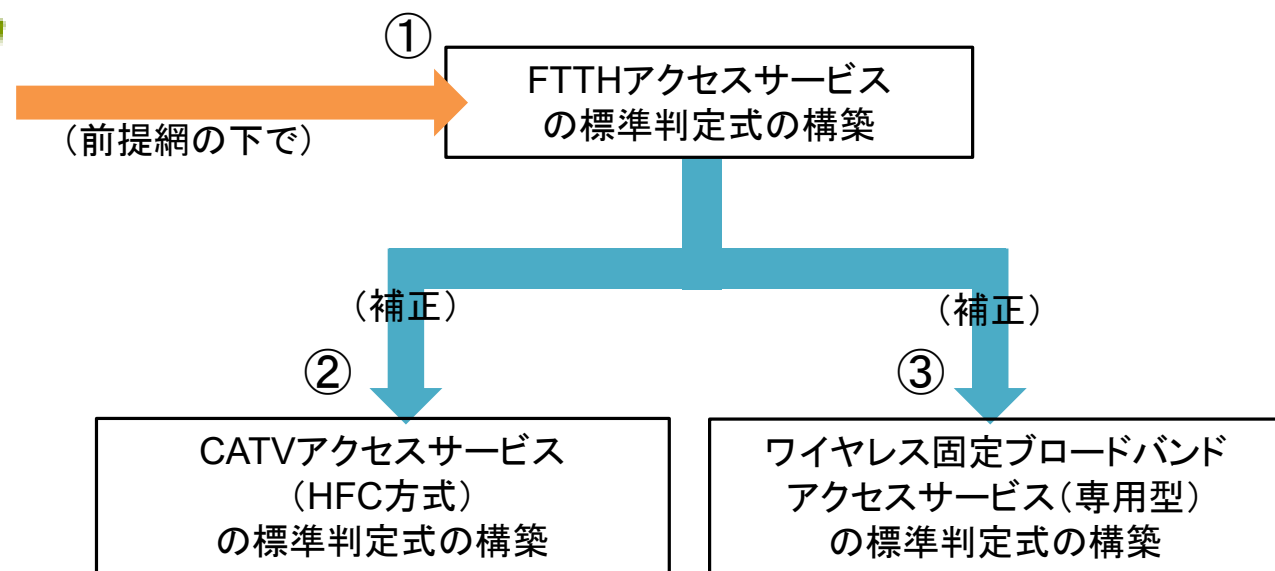


(1)標準判定式が前提とするネットワークの範囲

検討の視点2 (議論の出発点②(まずはFTTH))

- ✓ LRICモデルの一定の補正等により、FTTHについては、そのコストを推計することは（総務省の調査検討の結果（次頁参照）として）可能と判断。しかし、CATVとワイヤレス専用型については、前提となるネットワークの構成がFTTHと明らかに異なるため、LRICモデルの補正では対応困難
- ✓ よって、まず「FTTH」及び「LRICモデルの活用・流用」を念頭に、効率的な設備や技術を利用することとして、FTTHを提供する「光通信基盤のネットワーク」を、標準判定式が前提とするネットワーク（以下「前提網」という。）とするとしてはいかがか。そして、まずFTTHの標準判定式（下図①）を構築してはどうか
- ✓ その後、残る2つのサービス（CATVとワイヤレス専用型）について、FTTHの標準判定式に一定の補正を（2つのサービスの設備構成や設備コストなどを考慮の上）加えることで、近似的な標準判定式（下図②③）をそれぞれ創ることとしてはいかがか

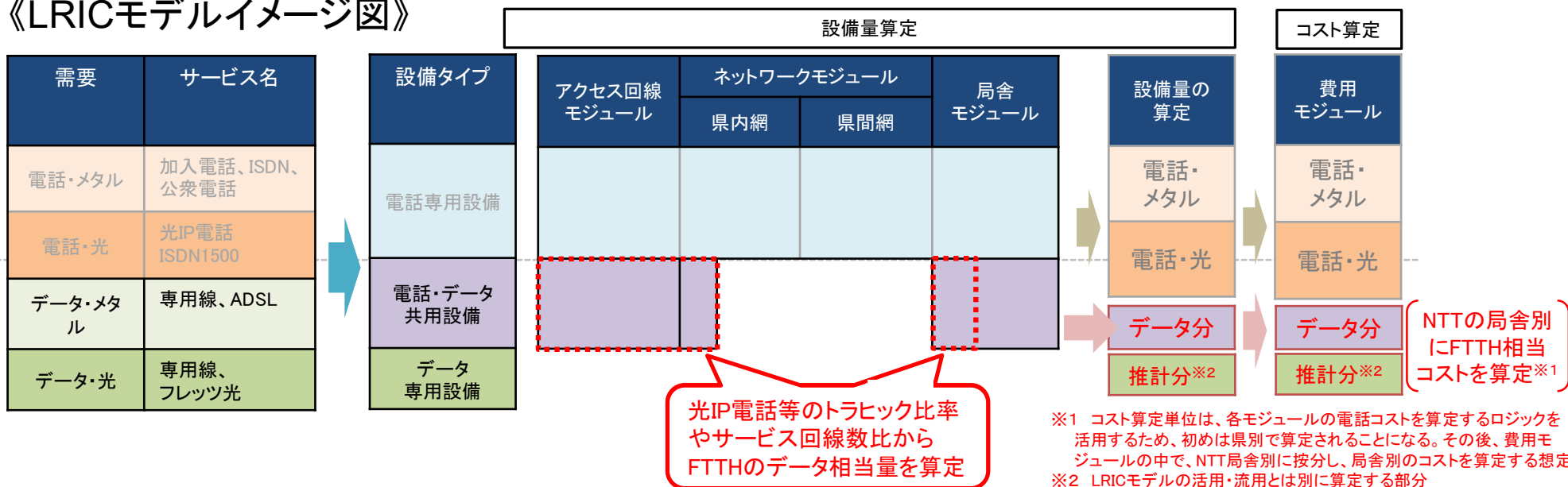
効率的な設備や技術を利用することとして、全国に光通信基盤のネットワークを設置した場合を想定



検討の視点3(続き)

- ✓ 総務省では令和2年度からブロードバンドのユニバーサルサービス制度における町字単位の一回線当たりのコストを算定するためにLRICモデル（イメージ図は下図のとおり）を活用・流用できるか調査検討を行ってきた。その結果、【「電話・データ共用設備」の県内網の一部と県間網】及び【「データ専用設備」】の2つの部分以外（下図紫色部分）は設備量が算定可能であり、また、アクセス回線部分の設備がメタルケーブル、光ファイバ、電柱、管路、共同溝などであって電話とデータで異なるところがないため、FTTHのコスト算定にLRICモデルの活用・流用が可能であることが判明した
- ✓ そこで、LRICモデルで捕捉できる「電話・データ共用設備」についてFTTHのデータ相当量を算定し、その算定した設備量を「費用モジュール」に渡す。そしてNTTの局舎別にFTTH相当コストを算定（※1）する
- ✓ ただし、上述した設備量が算定困難な【「電話・データ共用設備」の県内網の一部と県間網】（中継回線部分）と【「データ専用設備」】の2つの部分については、上述の活用・流用ではなく、別途「データ分」を算定する必要

《LRICモデルイメージ図》



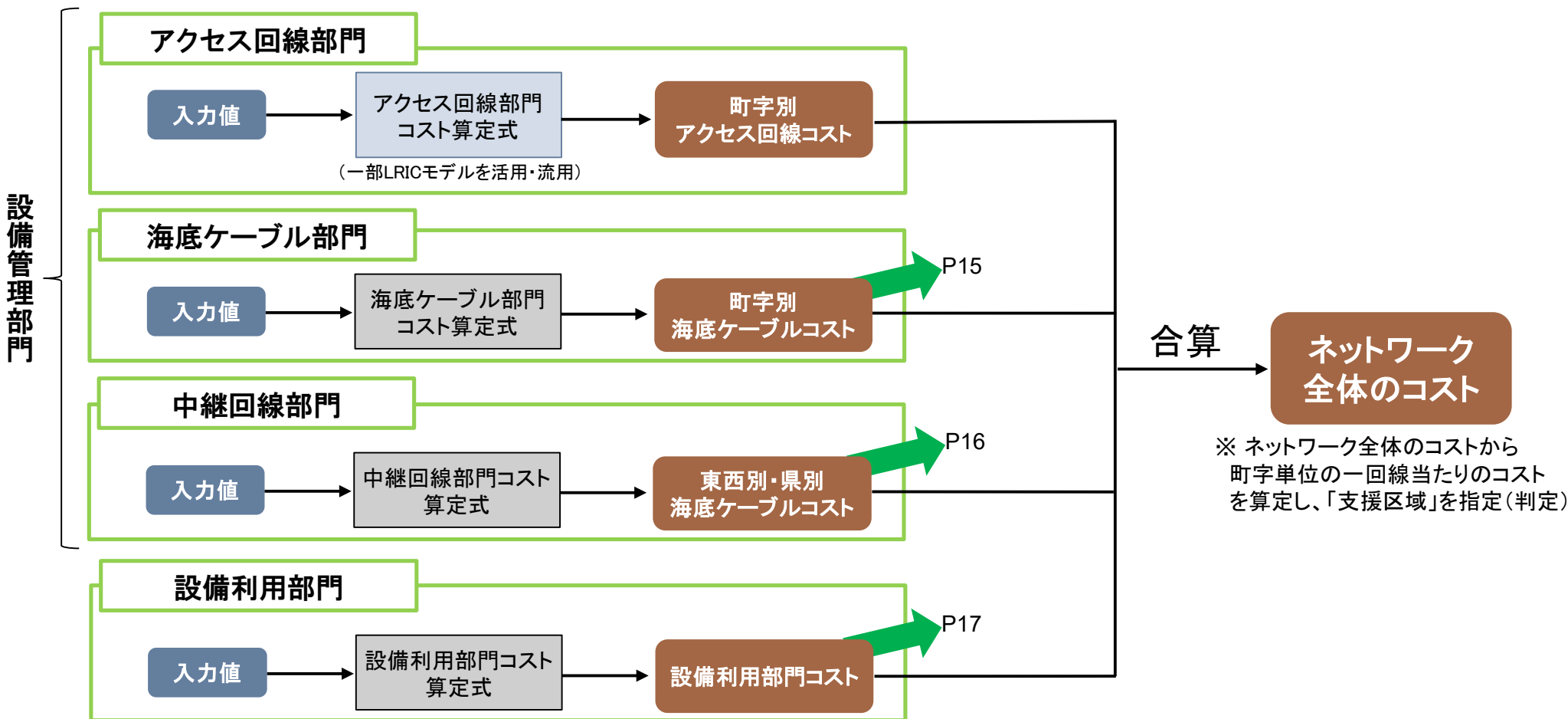
- ✓ 以上のようなLRICモデルの活用・流用（総務省の調査検討）についてどう考えるか。考慮すべき事項はあるか

(1) 標準判定式が前提とするネットワークの範囲

検討の視点4(ネットワーク全体のコスト)

- ✓ 総務省の調査検討を踏まえれば、LRICモデルをアクセス回線部門コストの算定に活用・流用できる一方、海底ケーブル部門コスト、中継回線部門コスト及び設備利用部門コストの算定には活用・流用できない
- ✓ よって、これら3つの部門コストについては、LRICモデルの流用等ではなく、それぞれ算定する必要がある

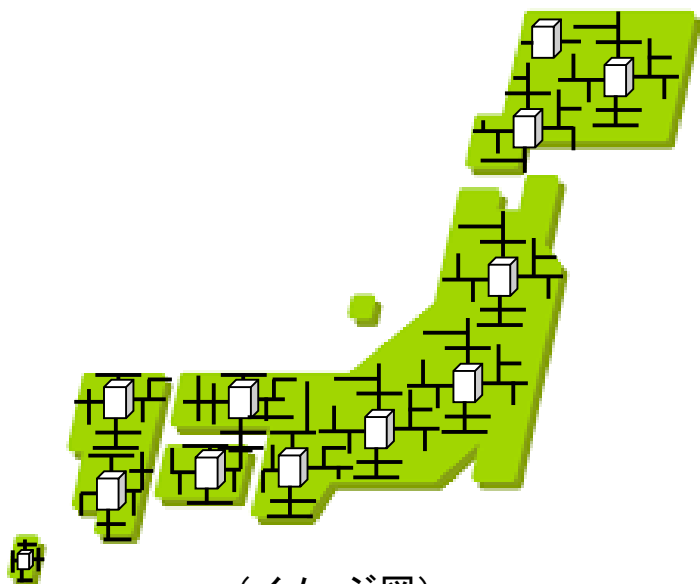
《「区域指定」に関するコスト算定(全体像イメージ表)》



検討の視点5(コスト総額におけるカバー範囲の考え方)

- ✓ コスト総額を計算するに際し、前提となる対象者の範囲を、「実需要」(約3,800万契約数 (R5.3時点))とするか、「2027年度末までに99.90%」を目指すという政策目標※を踏まえ、国勢調査に基づく「全世帯数」とするか、あるいは他に適切な捉え方があるか

※『デジタル田園都市国家インフラ整備計画(改訂版)』(令和5年4月25日総務省)抜粋
 「未整備地域の解消については、引き続き、条件不利地域における整備促進によって地域間の整備状況の格差縮小を図り、全国の世帯カバー率を2024年度末までに99.85%(未整備世帯約9万世帯)、2027年度末までに99.90%(未整備世帯約5万世帯)とすることを旨とする」



(イメージ図)

このうち前提網がカバーする対象者数をどう設定するか

$$\frac{\text{前提網上の設備量等から算出されるコスト総額}}{\text{需要回線数}} = \text{一回線当たりのコスト}$$

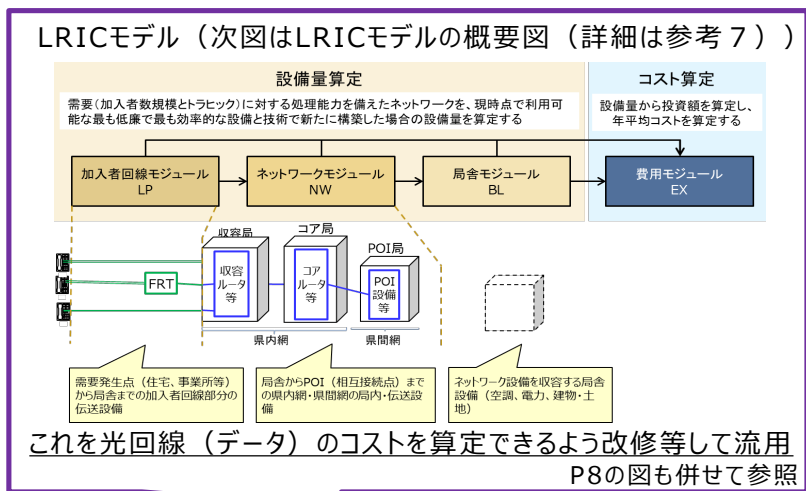
(※) 効率的な設備や技術を利用することとして、全国に光通信基盤のネットワークを設置した場合を想定

(1) 標準判定式が前提とするネットワークの範囲

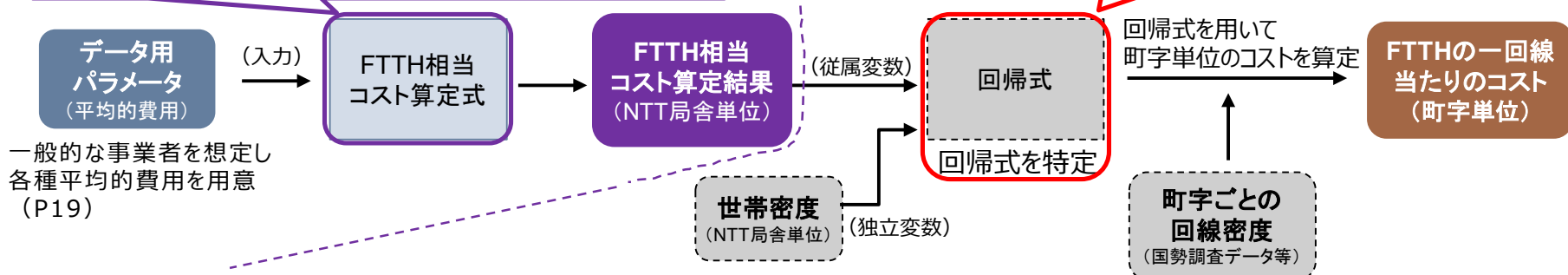
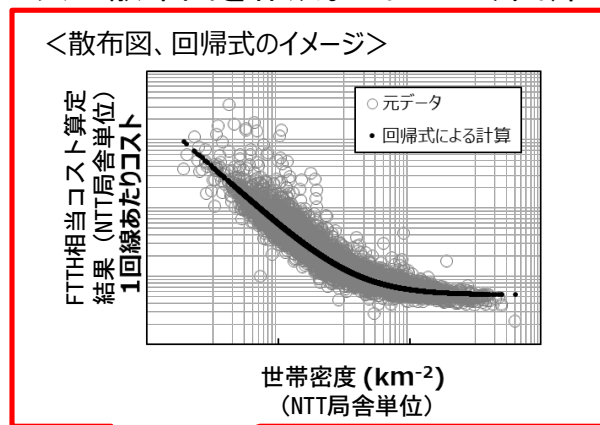
検討の視点6(アクセス回線部門のコスト算定の考え方①(計算式の論理))

- ✓ アクセス回線部門ではLRICモデルの活用・流用によりNTT局舎単位のFTTH相当コストが算定可能 (P8. 下図①)
- ✓ 次に、総務省の調査検討において、このFTTH相当コストを「従属変数 (Y)」とし、NTT局舎単位の世帯密度を「独立変数 (X)」とする散布図を作成し、回帰式を特定 (下図②)
- ✓ この回帰式に、「町字ごとの回線密度」を代入することで、町字単位の一回線当たりのコストを算定 (次頁から詳述)

①LRICモデルを活用・流用してFTTH相当コストを算定(P8)

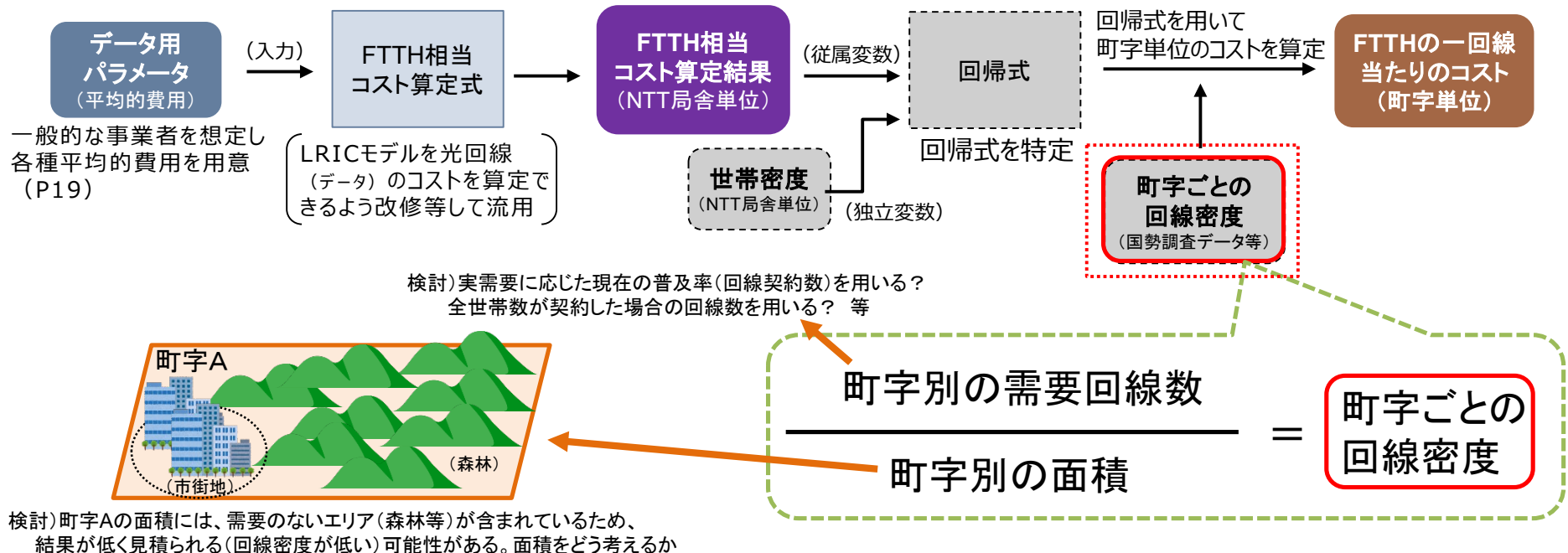


②局舎別のFTTH相当コストと局舎別の世帯密度を用いて次の散布図を作成。これにより回帰式を特定



検討の視点7(アクセス回線部門のコスト算定の考え方②(町字ごとの回線密度))

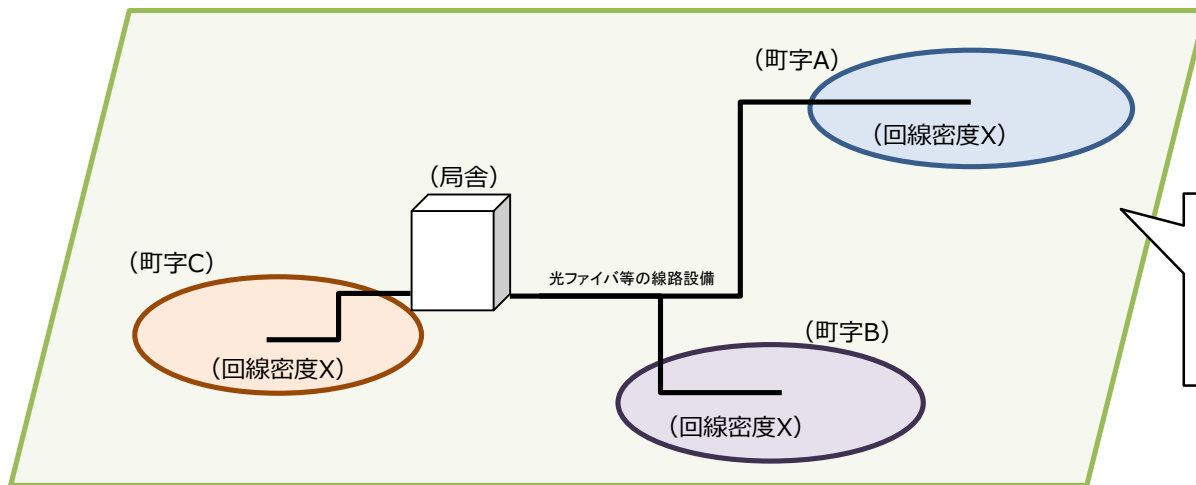
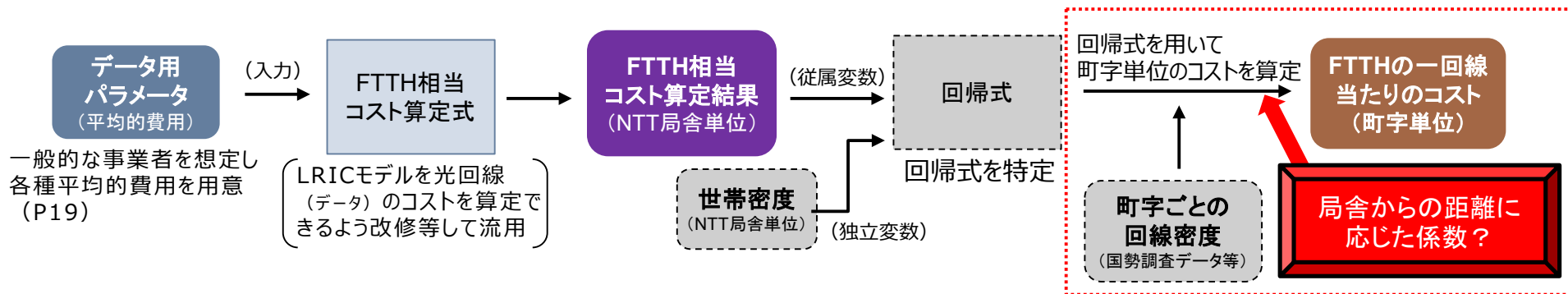
- ✓ このうち、町字別の一回線当たりのFTTHコストを算定するために使用する「町字ごとの回線密度」は、「需要回線数」と「町字別の面積」の定義によって、変動する
- ✓ 「需要回線数」：一般支援区域を特定するベースラインに事業者の平均的な収入見込額（3,869円）を使用していることから、実態に即した形で現実的な需要に基づくべきとの考え方がある。一方で、前提網が全世帯をカバーすると整理すれば、それに応じてここでも全世帯を取り扱うこととするなど考えられる。どのように考えるか
- ✓ 「町字別の面積」：例えば、ある町字は市街地であるが、すぐ隣に裏山など住むことができない地域（非可住地域）があるため、回線密度が低く算出され、よって、一般的な市街地よりも町字別の一回線当たりのコストが高く算出される。すなわち、回線密度の値を過小に見積ることで町字別の一回線当たりのコストがより高く算出されることになるが、この点、非可住地域をどのように捉え、回線密度の算定に当たり、当該地域を「町字の面積」を考える際にどのように取り扱うことが適当か



(1) 標準判定式が前提とするネットワークの範囲

検討の視点8(アクセス回線部門のコスト算定の考え方③(結果の確からしさ))

- ✓ 局舎から遠い町字と近い町字で回線密度が同じである場合、一回線当たりのコストが同額になる可能性がある。数学的には正しいが、しかし実態は、局舎から遠い町字ほど、より長い距離の光ファイバの敷設等が必要であり、その分コストは高む。実態と乖離したコスト算定の結果になっていないか。局舎と町字の距離に比例したコスト加算をするとしてどのように行うか



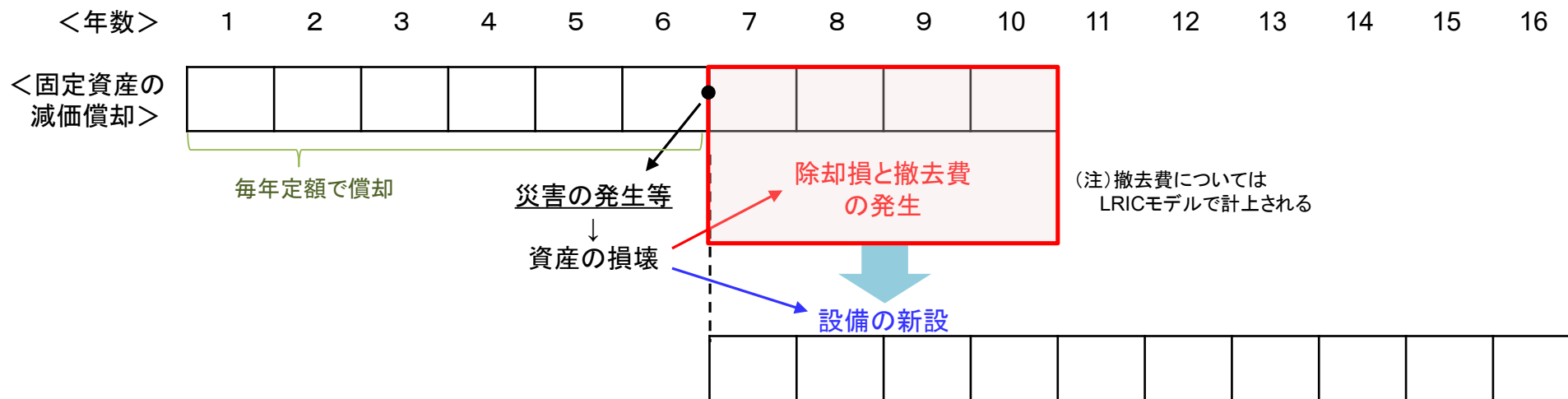
- A・B・Cは同じ回線密度であり、回帰式を用いて算定したFTTHの一回線当たりのコストは同額
- 実際は、局舎から遠い順(A→B→C)に、より長い光ファイバの敷設等が必要になる

(1) 標準判定式が前提とするネットワークの範囲

検討の視点9 (除却損)

- ✓ 災害の発生等により設備（固定資産。以下「旧設備」という。）が損壊し、修復不可能のため、設備を新設することとした場合、新設費、新設されるまでの中継ぎとして利用されるもの（旧設備の稼働可能部分を含む。）の維持費、旧設備の撤去費、旧設備の減価償却の残余分の総額（除却損）が事業者のコストとして生ずる
- ✓ このうち除却損については、一つの捉え方として「減価償却の最後の一年分（最低残存価額）に、想定していた残耐用年数を乗じた額」と考えられる。標準判定式の構築に当たり、全ての事業者が「災害の発生等により設備を損壊される」という事態に見舞われることを所与のものとする扱いは（それが全ての事業者にとって「標準」とは言い切れないため）一般的でないと考えられるところ、除却損の取扱いについて、どのように考えることにするか
- ✓ なお、今回の新たな交付金は事業者の維持管理コストの一部を支援するためのものであり、事業者側で二重のコスト回収ができないようにする観点から、自治体による整備、補助事業による整備、公設設備の無償での譲受などの場合については、これら設備の減価償却費は交付金の算定の対象外としている

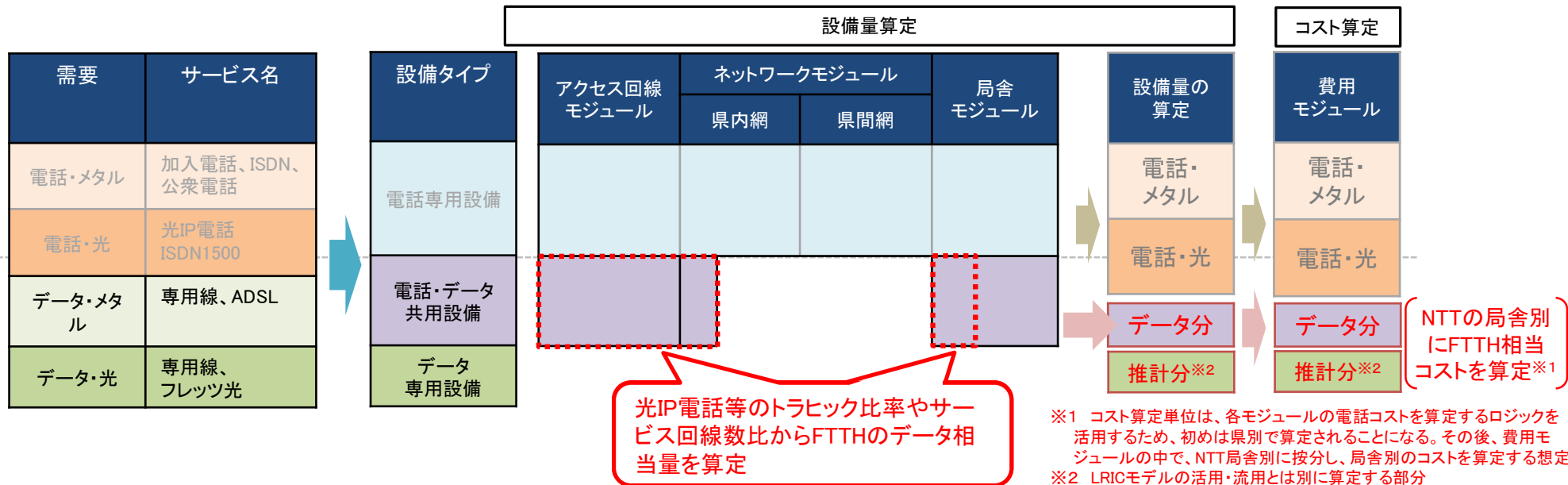
(例) 10年で償却する固定資産の場合



検討の視点10 (中継回線部門コストの算定方法)

- ✓ LRICモデルの流用等では、【「電話・データ共用設備」の県内網の一部と県間網】(中継回線部分)と【「データ専用設備」】の2つの部分については、設備量を算定できず、別途「データ分」を算定する必要がある(再掲)
- ✓ よって、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度における中継回線部門コストの算定に当たっては、LRICモデルの流用等ではなく、別途算定しなければならない。どのように算定するか

《LRICモデルイメージ図》(P8図を再掲)



検討の視点11 (海底ケーブル部門コストの算定方法)

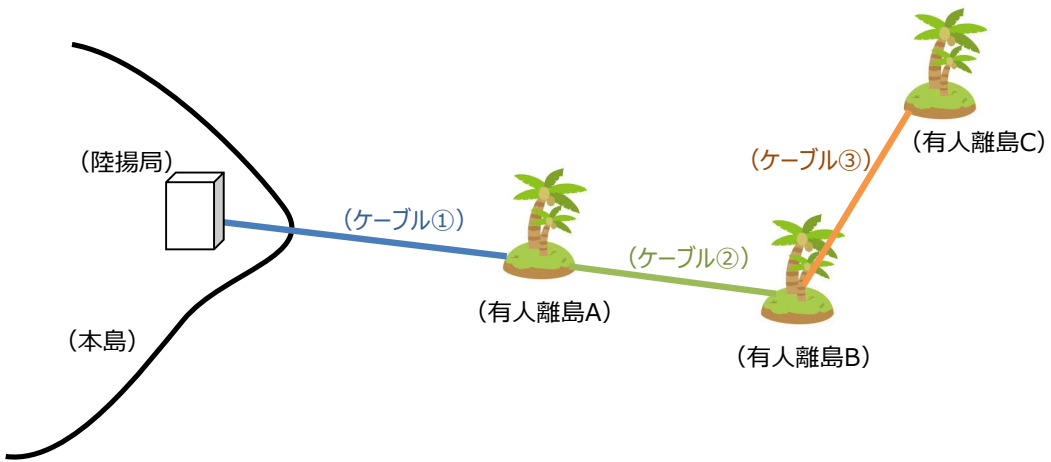
✓ 海底ケーブル部門コストの算定について、どのように算定すべきか。総務省の調査検討の結果を記載すれば、次のとおりである

(前提)

- 海底ケーブルは、そのコストの大半が保守維持費用(ケーブルや中継器等の設備点検など)であると想定
- この保守維持費用は、海底ケーブルの亘長に比例して額(規模)が決まると仮定
- また、この費用は、その海底ケーブルを利用する離島において、その世帯数に応じて負担すると仮定

$$\text{海底ケーブルのコスト} = \text{海底ケーブルの亘長} \times \text{海底ケーブルの亘長当たりの保守維持費用}$$

<海底ケーブルの敷設イメージ>



- 有人離島Aはケーブル①を、有人離島Bはケーブル②を、有人離島Cはケーブル③をそれぞれ利用・負担
- ケーブル①は、有人離島A・B・Cが利用しているため、世帯数に応じて有人離島A・B・Cがそれぞれ負担
- ケーブル②は、有人離島B・Cが利用しているため、世帯数に応じて有人離島B・Cがそれぞれ負担
- ケーブル③は、有人離島Cのみが利用しているため、有人離島Cのみが負担

検討の視点12 (設備利用部門コストの算定方法)

- ✓ 設備利用部門コストについては、2月答申で「二号基礎的役務の提供に最小限必要なものに限定すべきであり、販売促進費等の競争対応費用を除くことが適当」との結論の方向性が示され（再掲・2ページ）、現在、「交付金・負担金の算定等WG」において議論が進んでいる
- ✓ 一方で、この研究会では、コスト算定に計上する（上記WGで適当と今後示される）しかるべき営業費用などを実際にどのように町字単位の一回線あたりに換算していくのか、その手法を考える必要

参考(再掲)

6. 第二種交付金の在り方 (2月答申P45)

(1) 費用算定について

① 費用算定の対象設備等について

(ウ) 考え方 (2月答申P46)

なお、設備利用部門の原価については、二号基礎的役務の提供に最小限必要なものに限定すべきであり、販売促進費等の競争対応費用を除くことが適当である。

<「区域指定」に関するコスト算定の検討>

- (1) 標準判定式が前提とするネットワークの範囲
- (2) 標準判定式を構築するために必要となる入力値**
- (3) その他必要と考えられる事項

検討の視点13

- ✓ 各部門で算出されるコスト（投資額）は、「設備区分」別の年間コストに換算する必要がある。例えば、年間の減価償却費は、投資額を「経済的耐用年数」で除することで算出される。この経済的耐用年数といった一定の係数をあらかじめどのように設定するか

<係数を検討する主な費目>

費目	コスト算定例
減価償却費	= 投資額 ÷ 経済的耐用年数
施設保全費	= 投資額 × 施設保全費比率
撤去費	= 投資額 × 撤去費用係数

- ✓ また、LRICモデルをアクセス回線部門に活用・流用する際は、このモデルが光通信基盤のネットワークを想定したのものになっていない（電話ユニバのためのものである）ため、このモデルが用意する入力値の一部（主なものは次表参照）を今回新たなものに置き換える必要がある。「ネットワーク全体のコスト」を算定するに当たって、これら入力値をどのように設定するか

<今回刷新する必要がある主な入力値>

加入系光ケーブル心Km単価_架空	電柱単価
加入系光ケーブル延長Km単価_架空	電柱共架率
加入系光ケーブル心Km単価_地下	加入系架空光ケーブル1Kmあたり施設保全費
加入系光ケーブル延長Km単価_地下	加入系架空光ケーブル加入者回線1回線あたり施設保全費
管路条Km単価	加入系地下光ケーブル1Kmあたり施設保全費
管路条Km災害対策増分単価	加入系地下光ケーブル加入者回線1回線あたり施設保全費
管路亘長Km単価	

<「区域指定」に関するコスト算定の検討>

- (1) 標準判定式が前提とするネットワークの範囲
- (2) 標準判定式を構築するために必要となる入力値
- (3) その他必要と考えられる事項

検討の視点14

- ✓ ここまで（１）・（２）では、総務省の調査検討も一部紹介しながら、可能な限り想定し得る「検討の視点」をお示したところ。これは、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度に関する交付金・負担金のためのコスト算定をゼロから積み上げていくには多大な時間と労力を要することから、あくまでもこの研究会における議論を深めるための材料を提示させていただいたもの。これに囚われず、ご検討をお願いしたい
- ✓ その上で、考慮すべき事項や検討すべき視点はないか

参 考

ブロードバンドのユニバーサルサービス

国民生活に不可欠であるためあまなく日本全国における提供が確保されるべきサービス

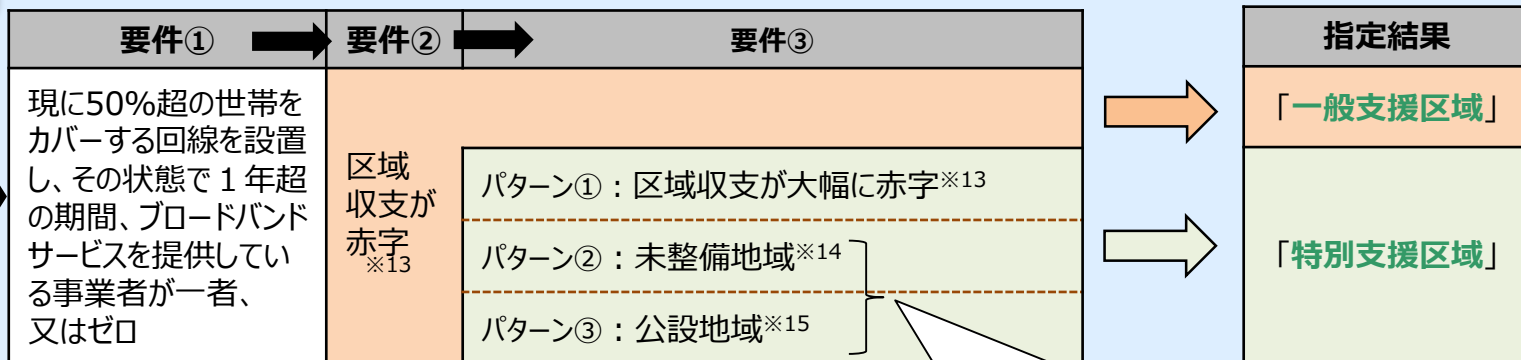
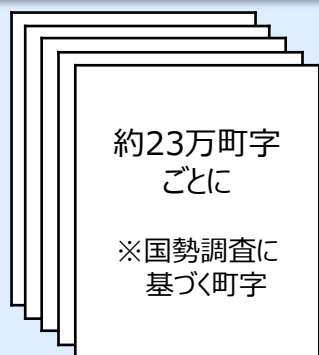
該当するサービス※10

- FTTH
- CATV (HFC方式※11)
- ワイヤレス固定ブロードバンド (専用型) ※12

※10 下り名目速度30Mbps以上のものに限る
 ※11 Hybrid Fiber Coaxial。幹線が光ファイバ、引き込み線が同軸ケーブルにより提供される方式。上り名目速度10Mbps以上のもの
 ※12 固定通信サービス向けに専用の無線回線 (例：地域BWAやローカル5G) を用いて提供するもの

支援区域の指定

第二種交付金による支援が必要な不採算地域として、要件に従い総務大臣が指定



(副次効果として) 未整備地域の解消や 公設公営・公設民営から民設民営への移行を促進

※13 標準的なモデルにより算定
 ※14 区域内の世帯カバー率が50%以下
 ※15 自治体が所有する設備がある地域

区域ごとの収支要件と対象設備

一般支援区域では赤字事業者を、特別支援区域では赤字・黒字事業者をそれぞれ支援

《施行日と初回の区域指定との関係 (経過措置的整理)》

区域の分類	ブロードバンドのユニバーサルサービス全体収支	施行日(R5.6.16)よりも前に	施行日以後初回の区域指定日の前日までに
		新規整備、又は民設民営に移行した回線設備	
一般支援区域	赤字事業者	支援対象	
	黒字事業者	支援対象外	
特別支援区域	赤字事業者	支援対象	
	黒字事業者	支援対象外	支援対象※17

(一般的な) 区域指定後の取扱い※16	
区域指定時点で既設の回線設備	区域指定後、新規整備、又は民設民営に移行した回線設備
支援対象	
支援対象外	
支援対象	
支援対象外	支援対象

※16 初回の区域指定日の前日までの考え方は左表の「経過措置的整理」による
 ※17 施行日以後初回の区域指定日の前日までの間に新規整備、又は民設民営に移行した回線設備については、初回の区域指定時点で「既設の回線設備」に該当し、黒字事業者の場合「支援対象外」となり得るところ、(早期の新規整備や民設民営への移行を促進する観点から) 例外的に支援対象とする。ただし、その後、当該区域に係る特別支援区域の指定が解除された場合には、再び特別支援区域に指定されたとしても、右表の一般的な取扱いに従い(一般支援区域の黒字事業者の扱いに倣い)、支援対象外となる

◆電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

※「総務省令」は未整備

（第二号基礎的電気通信役務一般支援区域等の指定）

第一百条の二 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、総務省令で定めるところにより、全国を総務省令で定める地域の単位に分けた区域（以下この項及び次項において「単位区域」という。）のうち次の各号のいずれにも該当するもの（同項各号のいずれにも該当するものを除く。）を第二号基礎的電気通信役務一般支援区域（以下「**一般支援区域**」という。）として指定することができる。

- 一 当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務を提供するために通常要すると見込まれる費用の額から当該単位区域において第二号基礎的電気通信役務の提供により通常生ずると見込まれる収益の額を減じた額として総務省令で定める方法により算定した額が零を上回ること。
 - 二 当該単位区域において現に第二号基礎的電気通信役務（総務省令で定める規模を超える電気通信回線設備を設置して提供するものに限る。）を提供している電気通信事業者（当該単位区域において当該第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間が総務省令で定める期間を超える者に限る。）の数が一以下であること。
- ② 総務大臣は、支援機関の指定をしたときは、総務省令で定めるところにより、単位区域のうち次の各号のいずれにも該当するものを第二号基礎的電気通信役務特別支援区域（以下「**特別支援区域**」という。）として指定することができる。
- 一 次のいずれかに該当すること。
 - イ 前項第一号の総務省令で定める方法により算定した額が零を上回る場合において、当該上回る額が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる額として総務省令で定める額以上であること。
 - ロ 当該単位区域の地理的条件その他の総務省令で定める事項が第二号基礎的電気通信役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる場合として総務省令で定める場合に該当すること。
 - 二 前項第二号に該当すること。

③・④（略）

（第二種交付金の交付）

第一百条の四 支援機関は、年度ごとに、総務省令で定める方法により第七号第二号の交付金（以下「**第二種交付金**」という。）の額を算定し、当該第二種交付金の額及び交付方法について総務大臣の認可を受けなければならない。

②（略）

③ 第二種適格電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種交付金の額の算定をするための資料として、その担当支援区域ごとに、当該算定の前年度における第二号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額その他総務省令で定める事項を支援機関に届け出なければならない。

④ 前項の原価は、能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして総務省令で定める方法により算定し、同項の収益は、標準的な料金を設定するとしたならば通常生ずる収益を算定するものとして総務省令で定める方法により算定しなければならない。

⑤（略）

◆電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

※「総務省令」は未整備

（第二種負担金の徴収）

第一百条の五 支援機関は、年度ごとに、第七十二条第二号に掲げる業務（これに附随する業務を含む。第十二条第一項において同じ。）に要する費用の全部又は一部に充てるため、高速度データ伝送電気通信役務（総務省令で定めるものを除く。）を提供する電気通信事業者であつて、その事業の規模が政令で定める基準を超えるもの（以下この項において「高速度データ伝送役務提供事業者」という。）から、負担金を徴収することができる。ただし、高速度データ伝送役務提供事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額（その者が、前年度又はその年度（次項において準用する第一百条第三項の規定による通知を受けるまでの間に限る。）において、他の高速度データ伝送役務提供事業者について合併、分割（電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）若しくは相続があつた場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは相続人又は他の高速度データ伝送役務提供事業者から電気通信事業の全部を譲り受けた者であるときは、合併により消滅した法人、分割をした法人若しくは被相続人又は当該電気通信事業を譲り渡した高速度データ伝送役務提供事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額を含む。）として総務省令で定める方法により算定した額に対する当該負担金（以下「第二種負担金」という。）の額の割合は、政令で定める割合を超えてはならない。

②（略）

◆電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）

（第二種負担金を徴収することができる電気通信事業者の事業の規模の基準等）

第五条の二 法第一百条の五第一項の政令で定める基準は、電気通信事業者の前年度における電気通信役務の提供により生じた収益の額として総務省令で定める方法により算定した額が十億円であることとする。

② 法第一百条の五第一項ただし書の政令で定める割合は、百分の三とする。

◆電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）

（法第一百条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務）

第四十条の七の二 法第一百条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 専ら卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務
- 二 前号に掲げるもののほか、次のイからチまでに掲げる電気通信役務
 - イ フレームリレーサービス（様式第四に規定するものをいう。）
 - ロ A T M交換サービス（様式第四に規定するものをいう。）
 - ハ 自営等 B W A アクセスサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の四に規定するものをいう。）
 - ニ I P－V P Nサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十六号に規定するものをいう。）
 - ホ 広域イーサネットサービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するものをいう。）
 - ヘ 専用役務
 - ト 仮想移動電気通信サービス（電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号に規定するものをいう。）
 - チ 通信モジュール（特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。）向けに提供する電気通信役務

支援対象事業者

支援区域でブロードバンドのユニバーサルサービスを提供するブロードバンド事業者のうち、
総務大臣の指定を受けた者※9（「第二種適格電気通信事業者」）

※9 この交付金制度は、不採算地域におけるブロードバンドのユニバーサルサービスの提供を確保するための事業者間の相互扶助の仕組みであり、自治体の財政支援を目的としたものではない

【指定の要件】

- 「ブロードバンドのユニバーサルサービスに関する収支表」や「特別支援区域整備・役務提供計画書」を公表していること
- 一定の世帯をカバーする規模の回線設備を有していること など

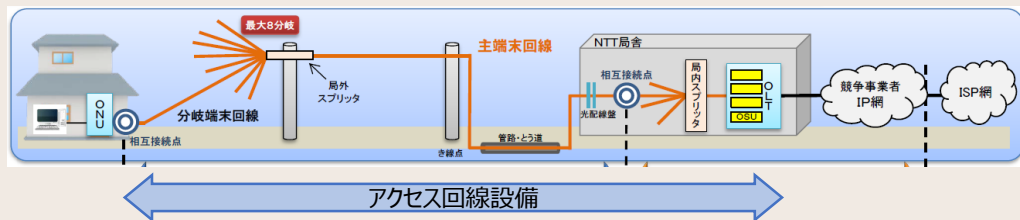
第二種交付金

不採算地域におけるブロードバンドの提供に係る維持費用の一部を支援する交付金

【第二種交付金の対象コスト】

- 交付金算定の対象設備は、アクセス回線と海底ケーブルの維持費用が基本

（アクセス回線設備のイメージ）



（海底ケーブルのイメージ）



- NTT東西独力による日本全国の電話網の維持が困難となったことを踏まえ、2001年(平成13年)の電気通信事業法の改正により、
 - **第一号基礎的電気通信役務**(国民生活に不可欠であるため、ユニバーサルサービスとしてあまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信サービス)に**固定電話、公衆電話、緊急通報**を位置付けるとともに、
 - **当該役務の提供事業者**(NTT東・西)に、**交付金を交付する制度**(ユニバーサルサービス交付金制度)を創設
- 交付金の原資は、**受益者負担**の考え方にに基づき、**NTT東西の電話網と接続する各事業者が負担**(利用者に転嫁)

該当するサービス

固定電話



公衆電話



緊急通報

(110, 118, 119)



※携帯電話、ブロードバンド、電子メール等は、基礎的電気通信役務ではない。



電話のユニバーサルサービス交付金制度

負担対象事業者

携帯電話事業者



固定電話事業者



IP電話事業者



負担金

(電気通信番号数に応じて負担)

2円/月・番号
(令和5年)

補填

支援対象事業者

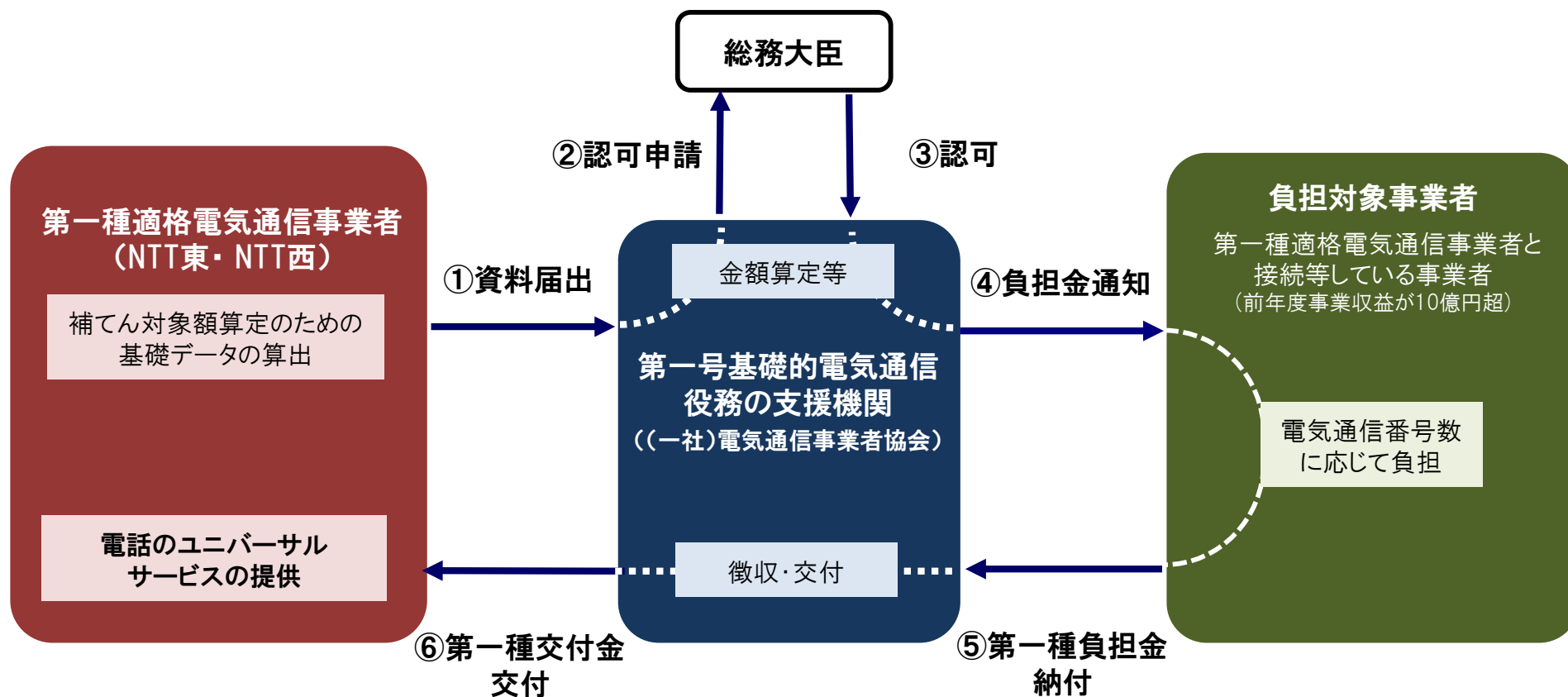
NTT東日本
NTT西日本

交付金

(赤字の一部を補填)

64億円
(令和4年度認可)

- 第一号基礎的電気通信役務の支援機関（＝一般社団法人電気通信事業者協会）が負担対象事業者から負担金（第一種負担金）を徴収し、第一種適格電気通信事業者（＝NTT東西）に交付金（第一種交付金）を交付（民間事業者間の相互扶助の仕組み）
- 毎年の第一種負担金・第一種交付金の額は、審議会への諮問やパブコメを経て、総務大臣が認可



設備量算定

コスト算定 (年平均)

加入者回線モジュール

ネットワークモジュール

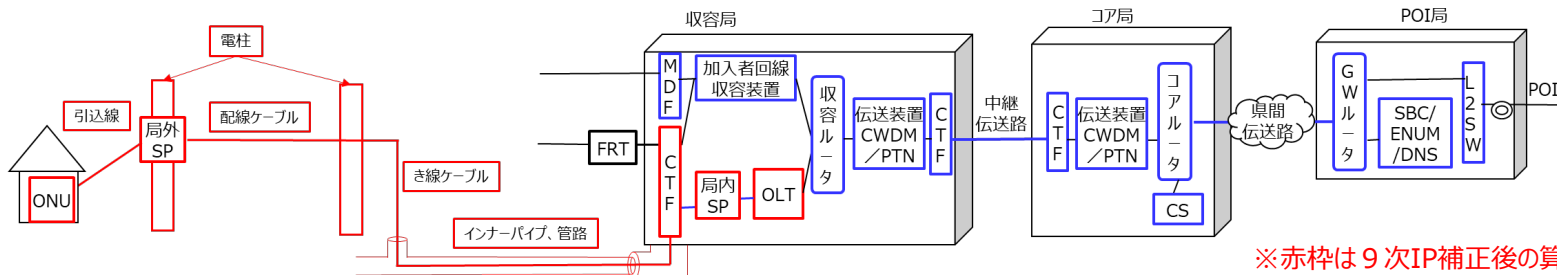
局舎モジュール

費用モジュール

- 需要発生点（住宅、事業所等）から局舎までの加入者回線部分の伝送設備

- 局舎からPOI（相互接続点）までの県内網の交換・伝送設備

- ネットワーク設備を収容する局舎設備（空調、電力、建物・土地）



※赤枠は9次IP補正後の算定対象設備（建物のコストも含む。）

主な入力値	出力
回線数（局舎別）	回線数（局舎別、メッシュ別）
地域メッシュデータ	
局舎位置、収用エリア（局舎別）	
国土情報（地下化基準等）	【配線】 配線設備量及び土木設備量（局舎別）
配管内の収容率	
電柱間隔、ケーブル規格	
国土情報（地下化基準等）	【幹線】 き線設備量、土木設備量、宅内設備量
配管内の収容率	
電柱間隔、き線点遠隔	
ケーブル・インナーパイプ規格	
設備毎の単価、耐用年数	
保守費比率	

- 收容局、コア局、POI局内の各設備（上図青部分、收容局内の赤部分）の設備量を算出
- 約3,000の伝送路ループを設定し、伝送路設備（光ファイバー、管路など）を、伝送容量に応じて算定

主な入力値	出力
回線数（加入者回線モジュールの結果）	回線收容局で収容するサービス回線数、最繁忙トラヒック（局舎別）
最繁忙トラヒック	
最繁忙トラヒック（ループ別、ビル別）	伝送装置、局内設備の必要設備量

主な入力値	出力
ネットワーク設備量（局舎別）	空調設備量（局舎別）
設備設置面積	
設備発熱量	
空調設備量（局舎別）	電力設備量（局舎別）
ネットワーク設備量（局舎別）	
各設備の所要電力	
ネットワーク設備量	建物（局舎別）
空調設備量	
電力設備量	
設備設置面積	土地（局舎別）
機械室建物（局舎別）	
容積率（局舎別）	